

令和元年度における空港周辺整備機構の中小企業者に関する契約方針

令和元年12月5日制定

独立行政法人空港周辺整備機構（以下「整備機構」という。）は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号。以下「法」という。）第5条の規定に基づき、中小企業者に関する国等の契約の基本方針（令和元年9月10日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、令和元年度における新規中小企業者をはじめとする中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針（以下「本方針」という。）を以下のように定める。

第1 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

1 中小企業・小規模事業者向け契約目標

整備機構は、令和元年度における官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約の金額が113,146千円になるよう努め、比率が87.6%と前年度までの実績を上回るよう努めるものとする。

2 新規中小企業者向け契約目標

上記の中小企業・小規模事業者向け契約目標のうち、新規中小企業者の契約比率については、平成27年度以降の新規中小企業者の契約実績を踏まえ、前年度までの実績を上回るよう努めるものとする。

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

整備機構は、中小企業・小規模事業者の受注の機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組む。

1 東日本大震災の被災地域等及び平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年台風第19号の被災地域の中小企業・小規模事業者に対しては、整備機構が福岡県に所在する立地条件を踏まえつつ、特に下記6及び9に掲げる適正な工期の設定、適切な予定価格の作成について配慮に努めるものとする。

2 官公需情報の提供の徹底

一般競争入札による発注に関する情報及びそれらに係る落札に関する情報について、ホームページへの掲載により、中小企業・小規模事業者に提供するよう努め

るものとし、発注計画の策定が可能なものは、これを積極的に定め、ホームページへの掲載に努めるものとする。

また、物品等（工事及び役務を含む）の発注を行う際には、性能、規格等の必要な事項について、仕様書に明記することにより、中小企業・小規模事業者に対して分かりやすい説明に努めるものとする。

3 官公需に関する相談体制の整備

整備機構においては、国土交通省大臣官房会計課の競争参加資格名簿により、入札参加を認めることとしていることから、中小企業・小規模事業者からの官公需相談については、国の相談への対応を踏まえつつ、官公需情報、入札に関する参加資格登録などの相談に適切に応じるものとする。

4 総合評価落札方式の適切な活用

総合評価落札方式による競争の際、透明性を確保するために品質・機能の水準等を明確にした発注仕様書を作成するよう努める。

また、同方式の活用に当たっては、審査項目の設定方法についての検討を行う。

5 分離・分割発注の推進

整備機構は、物件等の発注に当たっては、明らかに中小企業・小規模事業者の参入の余地がないと考えられる案件を除き、価格面、数量面、工程面等からみて分離・分割して発注することが経済合理性・公正性等に反しないかどうかを十分検討したうえで、可能な限り分離・分割して発注を行うよう努めるものとする。

6 適正な工期・納期の設定

工事の発注における工期の設定に当たっては、休日日数（土日、祝日、年末年始及び夏期休暇）、現場状況を勘案した上で、無理な工程とならないよう十分配慮し、適切に設定することとする。

また、物品の発注に当たっては、適切な納期設定となるよう努めるものとする。

7 小規模事業者の特性を踏まえた配慮

小規模事業者の特性を踏まえ、契約内容の履行の観点から、一般競争入札の際には、適切な地域要件を設定するとともに、総合評価落札方式における地域への精通度等の評価を行う際、契約内容の履行確保を行う観点から、迅速な対応の可否等を評価項目に加えることが必要である場合には、これを十分考慮するよう努めるものとする。

- 8 地域の中小企業・小規模事業者等の積極活用及び中小企業者に対する配慮
整備機構における調達について、少額の随意契約による場合には、中小企業・小規模事業者を見積先に含めるよう努めるものとする。
また、整備機構が実施する緑地造成、その他土木・建設工事の一般競争入札においては、適切な地域要件を設定するとともに中小企業者に対する受注機会の増大に努めるものとする。
- 9 適正な予定価格の作成、ダンピング受注の防止等
需要の状況、原材料及び人件費（社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含んだ額）等を踏まえた積算に基づき、消費税や地方消費税を計上し、適切に予定価格を作成するものとする。
また、入札説明の際には、適切なコストの積み上げによる価格での入札を行って頂くようダンピングの防止の周知に努め、基準価格を下回る入札が行われた場合には、低入札価格調査制度を活用し、入札価格の内訳書、履行体制、経営の状況の聴取等により入札価格の妥当性について確認するものとする。

第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

- 1 新規中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる具体的な措置
整備機構は、新規中小企業者及び組合の受注の機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組む。
なお、公共工事については、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、品質が受注者の技術的能力等に負うところが大きいこと等の特性に鑑み、公共工事の品質確保の促進に関する法律の趣旨を踏まえ、工事の経験、施工状況の評価、技術者の経験その他技術的能力を考慮し、工事の品質の確保に留意するものとする。
その際、入札及び契約の透明性、競争の公正性の確保等に配慮するものとする。

（1）過去の実績を過度に求めない運用

役務及び工事等における一般競争入札において、契約の履行の確保に支障がない限り、評価項目を設定する際としては、過去の実績を過度に求めないように配慮するものとする。

（2）競争参加資格の弾力的運用

競争参加資格設定に関し、調達先に専門的な技術、資格を必要とせず、契約の履行の確保に支障がないと認められる場合には、新規中小企業者をはじめとする下位等級者の参加が可能となるよう弾力的な運用に努めるものとする。

(3) 新規中小企業からの相談体制

整備機構総務課経理係を「官公需相談窓口」の担当とし、新規中小企業者からの相談に対して、適切に対応する。

(4) 新規中小企業者が官公需向けに提供可能な商品・サービスなどを登録する「ここから調達サイト」の活用による調達の推進

少額の随意契約を行う際には、新規中小企業者の見積先が固定しないよう、独立行政法人中小企業基盤整備機構の提供する「ここから調達サイト」の情報なども活用し、契約の内容、地域特性等を踏まえつつ、契約履行の確保の支障の有無に留意しながら、新規中小企業者を見積先に含めるよう努めるものとする。

2 組合の受注の機会の増大のために講ずる具体的な措置

官公需適格組合をはじめとする事業協同組合等の受注機会の増大を図るため、基本方針に即して取り組む。

第4 第1～第3に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

1 中小企業者の受注の機会の増大のための推進体制

中小企業者の受注の機会の増大のため、別紙のとおり推進体制を整備し、第1の目標達成に向けて、調達の現状を分析し、実績の向上を図るために有益な情報提供を行うほか、必要に応じて、各事業課に対し改善策を指示する。

2 制度運用に係る作業環境の整備

新規中小企業者の調達実績の把握やみなし企業の確認など、制度運用状況を適切に把握し、効率的な確認作業等が可能となる作業環境の整備を図る。

(別紙)

中小企業者の受注機会の増大のための推進体制

